

令和元年度 第1回奈良県国土利用計画審議会 議事概要

- 【日時】 令和2年2月20日（木） 10:00～11:00
【場所】 奈良県商工会議所 地下 AB会議室
【出席委員】 伊藤会長、上田委員、岡井委員、岡波委員、川口委員、槌野委員、
深町委員、森下委員、森山委員、吉村委員
(五十音順、以上10名)

◆議題

- (1) 奈良県土地利用基本計画の変更について
土地利用基本計画図の変更について説明し、原案どおり承認された。
- (2) 報告事項について
許可済等林地開発について、事務局から報告した。
- (3) 土地利用に関する有識者からの意見聴取について
前年度までの計画策定方針の経過報告、懇談会の設置等及び今後の進め方について、事務局から説明した。

◆主な質疑・意見等

- (委員) ◆ 吉野の太陽光発電施設の案件について、エネルギーをどう確保していくかは大きな問題であるが、吉野の地域というのは林業、景観、自然環境を含めて大事な場所であり、今後こういった案件が出るときには、奈良県全体としてどうなのかというところを科学的、あるいは地域の中でのいろんな議論を踏まえた中で、さらにもう少し議論を進めるのが大事だと思う。
- (事務局) ◇ 県としては再生可能エネルギーの普及を推進している。
指摘のあった吉野の案件については、この施設の計画前に他の計画が実施されており、経済的事情により計画が途中で頓挫したことで、森林が伐採され放置されていた。
そこで今般、その土地を有効利用すべく吉野町が太陽光発電施設を誘致したという経緯がある。
当課としても当該施設設置について各個別法をクリアすれば野放図的に認めるというわけではない。
- (委員) ◆ 現状が森林状態ではなかったとはいえ、災害等の観点などから、森林を回復しつつエネルギーを上手に使うという選択肢もあったのでは。

(委員) ◆ 懇談会はどういう位置付けなのか。

また、当審議会との棲み分けはどうか。

(事務局) ◇ この国土利用計画審議会は地方自治法に規定する附属機関で国土利用計画法に基づき設置。

また、土地利用計画の変更などの重要な案件について知事から諮問を受けて答申するというもの。

新たに設置された懇談会というものは法令上の根拠はなく要綱に基づいて設置されたもの。

懇談会は、知事が各附属機関に諮問するにあたり、知事が知見を深めるための意見交換の場と位置づけている。このことで国土審議会のより深い審議に資すると考えている。

(委員) ◆ 懇談会は個別規制法の専門家により構成されると理解するが、それは現審議会のメンバーの構成を検討することで対応できると思うが。

(事務局) ◇ 今の法制度は都市計画において都市計画法など縦割り構造で、横の連携が困難という現状。そこで各法を連携をするような仕組みを、例えば奈良県独自に条例を作るなどして仕組みを作れないか、といった制度的な問題を議論するため、この懇談会において土地利用にかかる各種専門家の方々に集まっていただくもの。

(委員) ◆ 国土利用計画法は後付けの法律で五地域の調整が充分できておらず、国土利用計画法そのものの役割が問われている。

その中で懇談会で相互調整機能を果たす新たな仕組みというものを検討されるというのは非常に良いこと。この機会に方針だけを決めるのではなくて、しっかりと土地利用コントロールできるような条例なり要綱のようなもので、法の規制が緩いところでの土地利用についても充分規制ができるような仕組み作りというものを検討することを期待する。

(委員) ◆ 懇談会についてはその分野の専門家の意見を反映させ、また、土地利用を検討するに当たっては、まず、誰もが納得する材料を用意することが必要。

- (委員) ◆ 計画策定に当たっては、地元住民や首長などの意見もきちんと聴取し、それに反映させて欲しい。
- (事務局) ◇ 計画策定の手続の中で市町村の意見照会、パブリックコメントなどの手続きを通じて地域住民の意見を反映させていく。